

○生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(業務の範囲)</p> <p>第3条の5 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート及び生駒山麓公園テニスコートを除く</u>体育施設(以下「<u>利用料金対象体育施設</u>」という。)の管理をさせる指定管理者にあっては、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。</p> <p>別表第3(第8条関係)</p> <p>1 体育館</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 会議室使用の場合、机及び椅子は<u>使用料又は利用料金</u>に含む。</p> <p>3 次に掲げる者が使用する場合の<u>使用料又は利用料金</u>の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の<u>使用料又は利用料金</u>の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。</p> <p>(1) <u>児童生徒等</u>(前項に掲げる者をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>5 上表の<u>使用料及び利用料金</u>の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第3条の5 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生駒山麓公園テニスコートを除く体育施設(以下「<u>利用料金対象体育施設</u>」という。)の管理をさせる指定管理者にあっては、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。</p> <p>別表第3(第8条関係)</p> <p>1 体育館</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 会議室使用の場合、机及び椅子は<u>利用料金</u>に含む。</p> <p>3 次に掲げる者が使用する場合の<u>利用料金</u>の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)</u>及びその介護を行う者</p> <p>4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の<u>利用料金</u>の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。</p> <p>(1) <u>児童生徒、障がい者等</u>(前項に掲げる者をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>5 上表の<u>利用料金</u>の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消</p>

よる地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 武道館

略

備考

- 1 略
- 2 児童生徒等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒等

(2)～(4) 略

4 略

3 グラウンド

区分	(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～19:00	(夜間) 17:00～21:00
----	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------

略

生駒市 生駒北 スポー ツセン ターグ ラウン ドラン ニング トラッ ク	個人 使用	大人	略	/
		小人	略	

略

備考

1・2 略

費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 武道館

略

備考

- 1 略
- 2 児童生徒、障がい者等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

(2)～(4) 略

4 略

3 グラウンド

区分	(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～19:00	(夜間) 17:00～21:00
----	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------

略

生駒市 生駒北 スポー ツセン ターグ ラウン ドラン ニング トラッ ク	個人 使用	大人 (<u>障がい者等を除く。</u> 以下 同じ。)	略	/
		小人 及び <u>障がい者等</u>	略	

略

備考

1・2 略

3 略

4 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。

5 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒等

(2)～(5) 略

6 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

略

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒等

(2)～(5) 略

3 略

5 プール

区分			(午前)10:00～12:00	(午後)13:00～17:00
イモ山公園プール	個人	大人	略	略
滝寺公園プール	使用	大人		

3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者をいう。

4 略

5 児童生徒、障がい者等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。

6 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

(2)～(5) 略

7 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の1.5倍に相当する額とする。

8 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

略

備考

1 児童生徒、障がい者等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

(2)～(5) 略

3 略

5 プール

区分			(午前)10:00～12:00	(午後)13:00～17:00
イモ山公園プール	個人	大人	略	略
滝寺公園プール	使用	大人		

	小人	略	略
団体 使用	大人	略	略
	小人	略	略

備考

1・2 略

3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒等

(2)～(4) 略

4 略

6 相撲場

略

	小人及び障がい者等	略	略
団体 使用	大人	略	略
	小人及び障がい者等	略	略

備考

1・2 略

3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。)及びその介護を行う者をいう。

4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

(2)～(4) 略

5 略

6 相撲場

略

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒等

(2)～(4) 略

3 略

7 夜間照明

区分	金額
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円
生駒市小平尾南少年グラウンド夜間照明	30分につき 310円 (ただし、単位時間に端数を生じたときは30分とみなす。)
生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
イモ山公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市健民グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
生駒山麓公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
むかいやま公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

備考

- 1 児童生徒、障がい者等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

(2)～(4) 略

3 略

8 附属設備

略

7 附属設備

略